

# 県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和4年3月17日 9時現在

陽性者 (累積)	入院中	医療機関	軽症・ 中等症	重症	宿泊療養 施設 (無症状・軽症)	死亡	退院等
	入院予定 を含む	入院予定 を含む	無症状 を含む	人工呼吸器 集中治療等	入所予定 を含む		
21,551人	155人 (Δ1)	74人	70人	4人	81人	125人	19,061人
(+242) 県外に移管 (Δ1)	自宅療養等 (無症状・軽症)	(+1)	(+1)		(Δ2)		(+256)
	2,210人 (Δ14)						

## 《都道府県の状況》

順位	都道府県	人口10万人 あたり新規陽性者数	重点措置
1	神奈川県	422.8	○
2	東京都	422.4	○
3	大阪府	410.6	○
4	奈良県	376.5	
5	滋賀県	358.6	
6	埼玉県	355.8	○
7	福井県	347.8	
8	千葉県	345.6	○
9	茨城県	345.1	○
10	兵庫県	329.6	○
11	福岡県	323.9	
12	香川県	299.2	○
13	京都府	297.0	○
14	沖縄県	290.4	
15	愛知県	287.6	○
16	青森県	283.2	○
17	佐賀県	260.0	
18	熊本県	252.1	○
19	富山県	246.3	
20	石川県	233.8	○
21	静岡県	223.4	○
22	群馬県	220.4	○
23	北海道	211.2	○
24	三重県	193.1	
25	山梨県	190.6	
26	高知県	189.0	
27	栃木県	187.7	○
28	徳島県	183.7	
29	岡山県	182.5	
30	宮城県	182.4	
31	岐阜県	180.4	○
32	広島県	173.1	
33	大分県	162.1	
34	長崎県	158.7	
35	福島県	156.3	
36	山形県	153.5	
37	山口県	149.5	
38	宮崎県	148.5	
39	鹿児島県	148.3	
40	秋田県	147.2	
<b>41</b>	<b>愛媛県</b>	<b>146.2</b>	
42	和歌山県	145.1	
43	岩手県	143.5	
44	長野県	132.2	
45	新潟県	132.0	
46	鳥取県	103.2	
47	島根県	101.5	

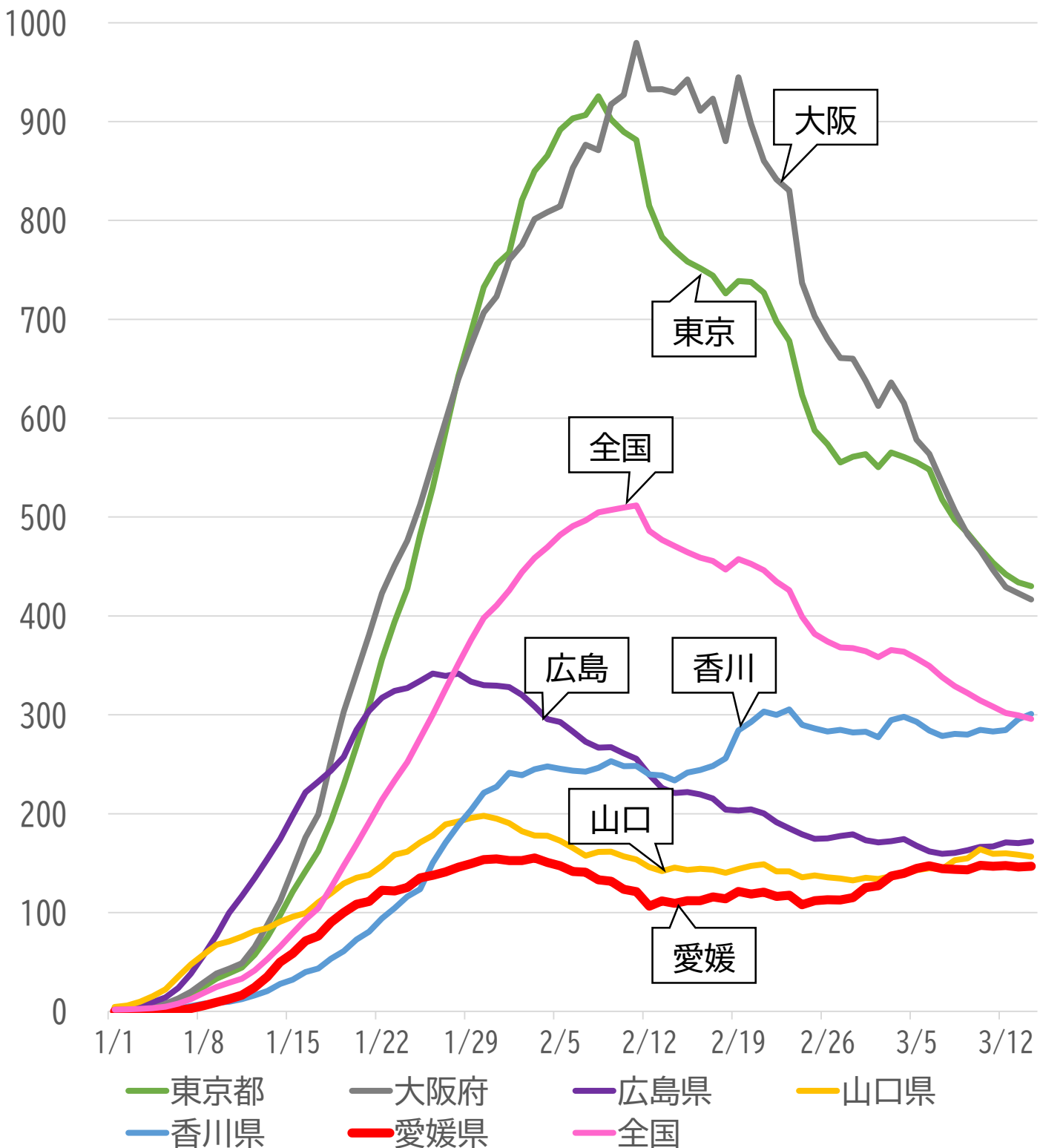
3/11~3/17  
⇒136.9

※人口10万人あたり新規陽性者数:3/15までの直近1週間  
(厚生労働省公表「新規陽性者数の推移(日別)」に基づいて算出)

# 人口10万人あたり陽性者数の推移 (近隣県及び大都市)

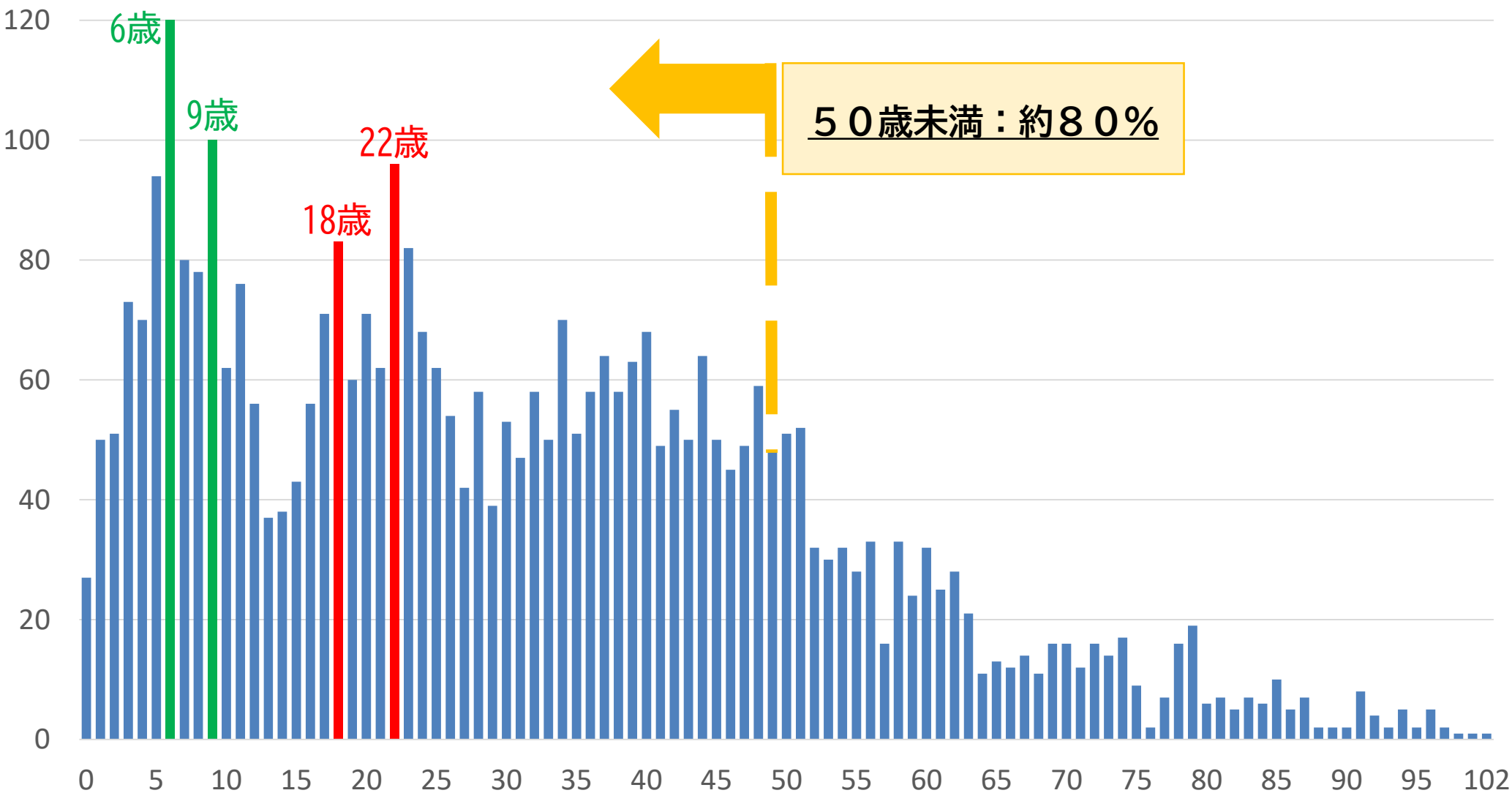
R4.1.1~3.14

- 大都市部（東京都、大阪府）では、減少傾向にあるものの、愛媛県の3倍近くの規模
- 近隣県においても、愛媛県より高い水準
- 年度替わりの人の往来による拡大に注意



# 年齢別陽性者数 (3月4日~17日公表分)

- 未就学児や小学校低学年 (6歳や9歳)が多い。クラスターの影響もあるが、家庭内感染にも注意を。
- 4月からの進学、就職を控えた18歳や22歳が多い。注意が必要。



# 「年度替わり」の注意事項

## ① 県外との不要不急の出張・往来自粛

➤ 転入（転勤・転居など）や 往来・出張などによる感染の持ち込み・持ち帰りに注意

- ・ 転入前及び県外との往来・出張時には、感染回避行動を徹底
- ・ 転入後及び帰県後 1 週間は、体調管理に留意  
※発熱、咳やのどの痛み、鼻水など、風邪のような症状がある場合は、外出を控え、医療機関に事前に連絡の上、速やかに受診
- ・ 県外で、感染リスクの高い行動（会食やマスクを外して人と会話するなど）があった方は、来県・帰県後 1 週間は、会食には参加しないなど、慎重に行動を
- ・ 学生等の帰省時も同様

## ② 会食ルールの遵守

➤ 歓送迎会や卒業・入学のお祝い会等の恒例行事は、特に注意

- ・ 大人数、長時間を避けて  
（1 テーブル 4 人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし）  
※ただし松山市は、非認証店は 4 人以下、概ね 2 時間以内で
- ・ 体調不良の方や、感染リスクの高い行動をとった方は絶対に参加しない・させない
- ・ 認証店など、感染対策が徹底されたお店を利用

# 保健所業務の重点化①

西条保健所及び今治保健所において、3月18日から

## ○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

陽性者が、 「医療機関や 高齢者施設等 の職員・利用 者」の場合	陽性者が、 「 <u>学校や幼稚園・ 保育所等の園児・ 児童・生徒・教職 員等</u> 」の場合	陽性者が、 「 <u>事業所の従業 員等</u> 」の場合	陽性者の 「 <u>生活上の接触 者（友人、知人 等）</u> 」
これまで同様、 保健所が調査・ 特定	<u>学校等が濃厚接 触者を調査・特定</u> (学校は保健所と協 議)	<u>勤務先事業所が 濃厚接触者を 調査・特定</u>	<u>陽性者本人から 接触者に連絡</u>

# オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等 (3/16国通知)

## 《事業所等で陽性者が確認された場合》

### ○ 見直し内容

地域の感染状況に応じて、以下の取扱いが可能

- ・濃厚接触者の特定、行動制限の要請は不要
- ・事業所は接触者に対する出勤・外出制限も不要

(高齢者等との接触、感染リスクの高い行動の自粛等で対応)

### ○ 本県の対応

当面、現行の対応を継続

(保健所や事業者が濃厚接触者を特定)

# 保健所業務の重点化②

## ○ 濃厚接触者の検査

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 国家資格試験等で必要な場合

※濃厚接触者は、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、  
症状が現れたらコールセンターに連絡のうえ、医療機関を受診

## ○ 自宅療養者の対応（引き続き実施）

- 保健所による毎日の健康観察（一部医療機関に委託）
- パルスオキシメーターの全世帯への配布、必要な方への配食サービス
- 症状が出た場合のオンライン診療や専用外来への受診調整
- 宿泊療養施設や医療機関への入院調整・搬送

重点化する内容やマニュアルは、市町や経済団体等の  
関係機関に通知するとともに、県ホームページに掲載